

（農事組合法人の定款の変更の届出）

第25条 農事組合法人は、法第72条の29第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、農事組合法人定款変更届（様式第24号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 定款の変更理由書
- (2) 変更した定款の新旧条文を対照した書類
- (3) 総会議事録謄本

（農事組合法人の成立の届出）

第26条 農事組合法人は、法第72条の32第4項の規定により成立の届出をしようとするときは、農事組合法人成立届（様式第25号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業計画書
- (3) 発起人による会議（以下「設立発起人会」という。）の議事録謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 登記事項証明書

（農事組合法人の解散の届出）

第27条 農事組合法人は、法第72条の34第1項の規定により解散したときは、2週間以内に農事組合法人解散届（様式第26号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、法第72条の10第2項に規定する非出資農事組合法人（以下「非出資農事組合法人」という。）にあつては、第1号に掲げる書類のうち貸借対照表の提出を要しない。

- (1) 解散時における財産目録及び貸借対照表
- (2) 登記事項証明書

2 農事組合法人は、法第72条の34第2項の規定により解散の届出をしようとするとき

は、農事組合法人解散届（様式第26号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、非出資農事組合法人にあつては、第1号に掲げる書類のうち貸借対照表の提出を要しない。

- (1) 解散時における財産目録及び貸借対照表
- (2) 登記事項証明書
- (3) 総会の決議によつて解散した場合にあつては、総会議事録謄本
- (4) 破産によつて解散した場合にあつては、破産手続開始の決定書の写し
- (5) 存立時期の満了によつて解散した場合にあつては、定款謄本

（農事組合法人の合併の届出）

第28条 農事組合法人は、法第72条の35第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、農事組合法人合併届（様式第27号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、非出資農事組合法人にあつては、第2号に掲げる書類のうち貸借対照表の提出を要しない。

- (1) 各農事組合法人の総会議事録謄本
- (2) 各農事組合法人の財産目録及び貸借対照表
- (3) 合併経過報告書
- (4) 合併後存続した組合又は合併により設立した農事組合法人の定款、事業計画書及び役員名簿
- (5) 登記事項証明書

2 前項の場合において、合併の届出が合併によつて新たに組合を設立したものであるときは、前項各号に掲げる書類のほか、設立発起人会の議事録謄本を添えるものとする。

（農事組合法人の清算結了の届出）

第29条 清算人は、法第72条の44の規定により清算結了の届出をしようとするときは、農事組合法人清算結了届（様式第28号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 登記事項証明書

(農事組合法人の実施届等)

第30条 農事組合法人は、法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定により事業を廃止していないときは、事業実施届(様式第18号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施の理由書
- (2) 登記事項証明書

2 農事組合法人は、法第73条第4項において準用する法第64条の3第1項の規定により組合が継続するときは、同条第3項の規定により継続届(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 継続の理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 登記事項証明書

(出資組合等の組織変更の届出)

第31条 (略)

2 法第72条の25第1項に規定する出資農事組合法人は、法第73条の10の規定により組織変更をしたときは、出資農事組合法人組織変更届(様式第30号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 組織変更計画書
- (2) 総会の議事録謄本
- (3) 登記事項証明書

様式第18号（第19条、第30条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

事業実施届

当組合（農事組合法人）は、事業を廃止していないので、農業協同組合法第64条の2第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第19号（第20条、第30条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

継続届

年 月 日の総会で、当組合（農事組合法人）は清算が終了するまで組合を継続することを決議したので、農業協同組合法第64条の3第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第24号（第25条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

農事組合法人定款変更届

年 月 日の総会で定款の変更の決議をしたので、農業協同組合法第72条の29第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第25号（第26条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

農事組合法人成立届

このたび当農事組合法人が成立したので、農業協同組合法第72条の32第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第26号（第27条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

農事組合法人解散届

年 月 日に当農事組合法人が解散したので、農業協同組合法第72条の34第1項（第2項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。



様式第27号（第28条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

農事組合法人合併届

このたび農事組合法人 〃〃〃〃〃〃と農事組合法人 〃〃〃〃〃〃とが合併したので、農業協同組合法第72条の35第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第28号（第29条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

清算人氏名

印

農事組合法人清算終了届

年 月 日当農事組合法人の清算が終了したので、農業協同組合法第72条の44の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第30号（第31条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

出資農事組合法人組織変更届

このたび農事組合法人 〇〇〇〇 は、組織変更をしたので、農業協同組合法第73条の10の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。